

第1章 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

○ 主な取組

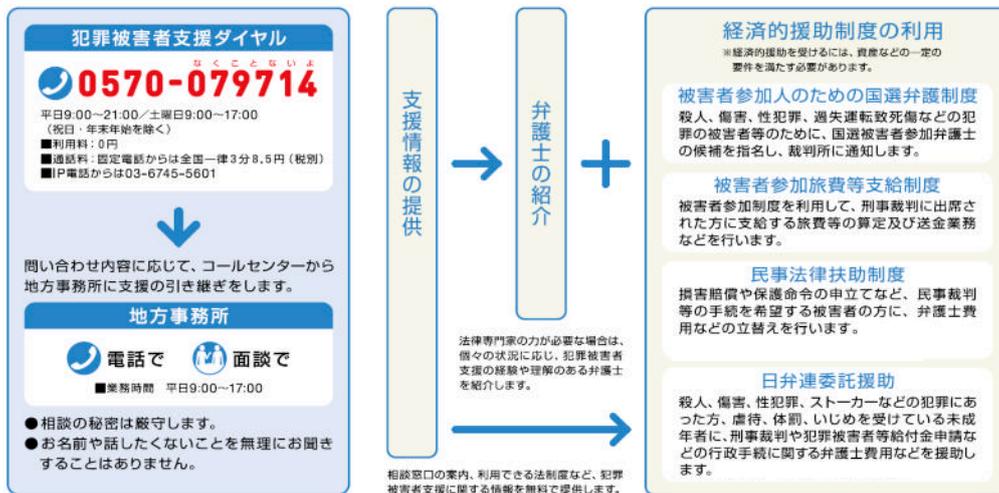
- ・日本司法支援センターによる支援

【施策番号1】

日本司法支援センター（通称「法テラス」）においては、民事法律扶助業務として、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際に、収入等の一定の

条件を満たすことを確認した上で、無料で法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士の費用の立替えを行っている（日本司法支援センターウェブサイト「法テラスの目的と業務（民事法律扶助業務）」：http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/minjihouritsufujo/）。

犯罪被害者支援業務



提供：法務省

犯罪被害者等が、弁護士等に委任して民事裁判等手続を通じて損害賠償を求める必要があるにもかかわらず、弁護士費用等を負担する経済的な余裕がない場合には、民事法律扶助制度を利用することによって当該費用が立て替えられ、原則として毎月分割で償還することができ、経済的負担が軽減される。また、犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求することを可能とする損害賠償命令制度（平成20年12月施行）の利用に当たっても、民事法律扶助制度を利用して弁護士費用等の立替えを受けることができる。さらに、26年4月からは、加害者等に対する損害賠償請求に係る弁護士との打合せに同席さ

せるカウンセラー等の費用についても、民事法律扶助制度の対象となり、当該費用の立替えを受けることが可能となった。

- ・損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

【施策番号3】

警察においては、「被害者の手引」等により、損害賠償請求制度の概要等について紹介している。

法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」により、損害賠償命令制度について紹介している。

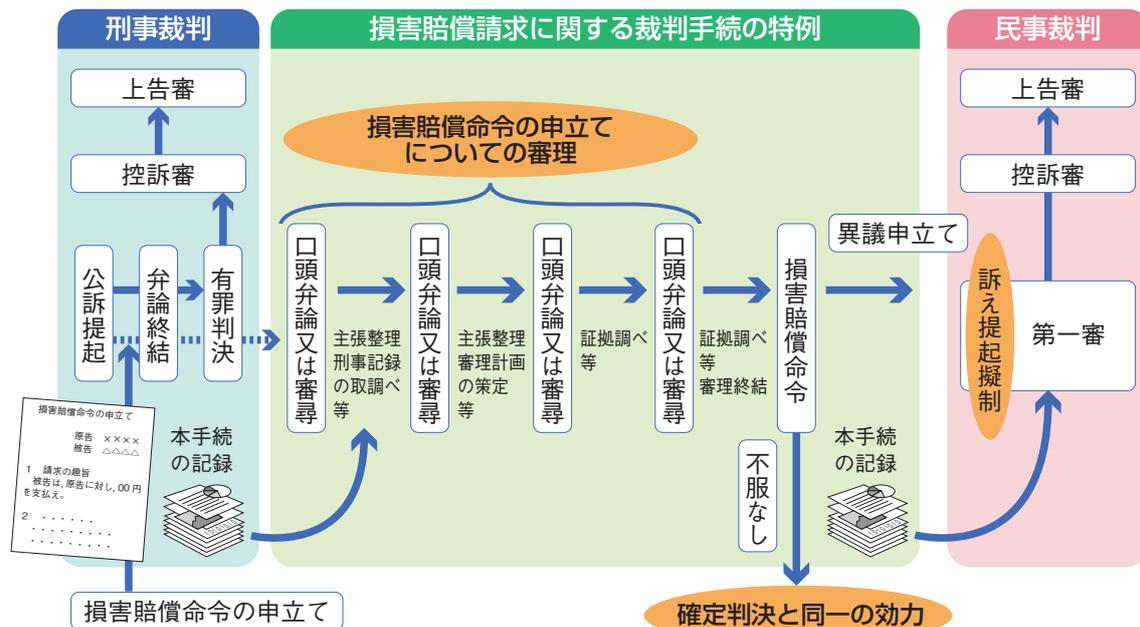
損害賠償命令制度については、制度導

入以降、平成28年末までに2,164件の申立てがあり、このうち2,072件が終局した。その内訳は、認容が950件、和解が460件、終了（民事訴訟手続への移行）が279件、取下げが247件、認諾が86件、却下が29件、棄却が6件等である。

また、これまで、多くの検察庁においては、犯罪被害財産等による被害回復給

付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者に被害回復給付金として支給するための手続（被害回復給付金支給手続）を行っている。27年に13件の被害回復給付金支給手続の開始決定が行われ、開始決定時における給付資金総額は約8,308万円であった。

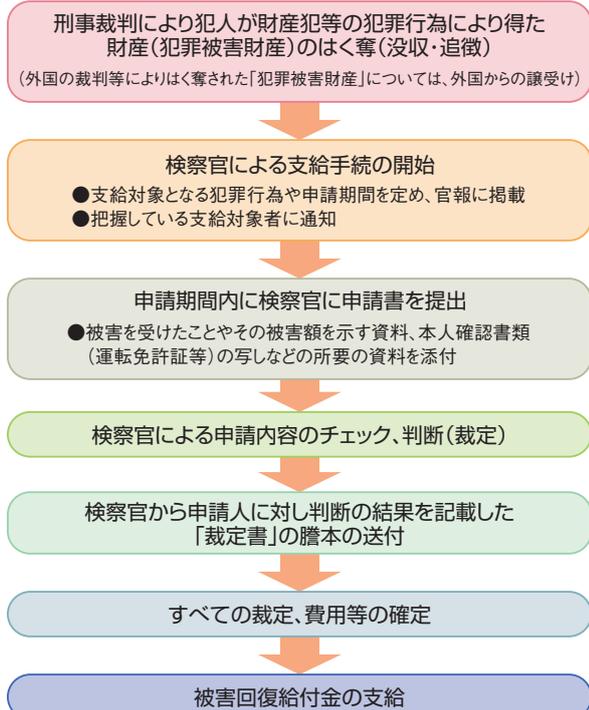
損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要



提供：法務省

被害回復給付金支給制度

基本的な支給手続の概要



*検察官による手続の一部を、弁護士である「被害回復事務管理人」に任せることがあります。

提供：法務省

被害回復給付金支給手続の状況

	支給手続開始決定件数	開始決定時給付資金総額
平成22年	12件	7,892万5,743円
平成23年	14件	2億604万1,619円
平成24年	23件	3億9,871万6,097円
平成25年	18件	約1億4,600万円
平成26年	15件	約2億5,401万円
平成27年	13件	約8,308万円

提供：法務省

2 給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)

○ 主な取組

・犯罪被害給付制度に関する検討

【施策番号12】

犯罪被害給付制度(以下「犯給制度」という。)とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和

を図ろうとするものである。

この制度については、平成20年7月、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者(障害等級1～3級)に対する障害給付金の引上げ等を行った。また、21年10月、親族間の犯罪のうち、配偶者からの暴力事案であって特に必要と認められる場合には、全額支給ができるように特例規定の見直しを行った。さらに、26年11月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」が取りまとめた提言を受け、親族間犯罪に係る減額・不支給事由について見直しを行った。

警察庁においては、第3次基本計画を受け、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査を実施し、29年4月から、同調査結果を踏まえた検討を行うため、犯罪被害者遺族、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体及び法律専門家を交えた有識者検討会を開催している。

・現行の犯罪被害給付制度の運用改善

【施策番号13】

警察庁においては、都道府県警察に対して、犯給制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、仮給付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等運用面の改善を指導している。また、パンフレット、ポスター、インターネット上のウェブサイト等を活用して仮給付金制度を含む犯給制度の周知徹底を図るとともに、犯給制度の対象となり得る犯罪被害者や遺族に対しては、犯給制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行うよう指導している。

平成27年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は約9億9,100万円、28年

度は約8億8,200万円であった。また、27年度の平均裁定期間（申請から裁定までに要した期間）は約7.0月（前年度比+0.1月）、28年度は約6.7月（前年度比

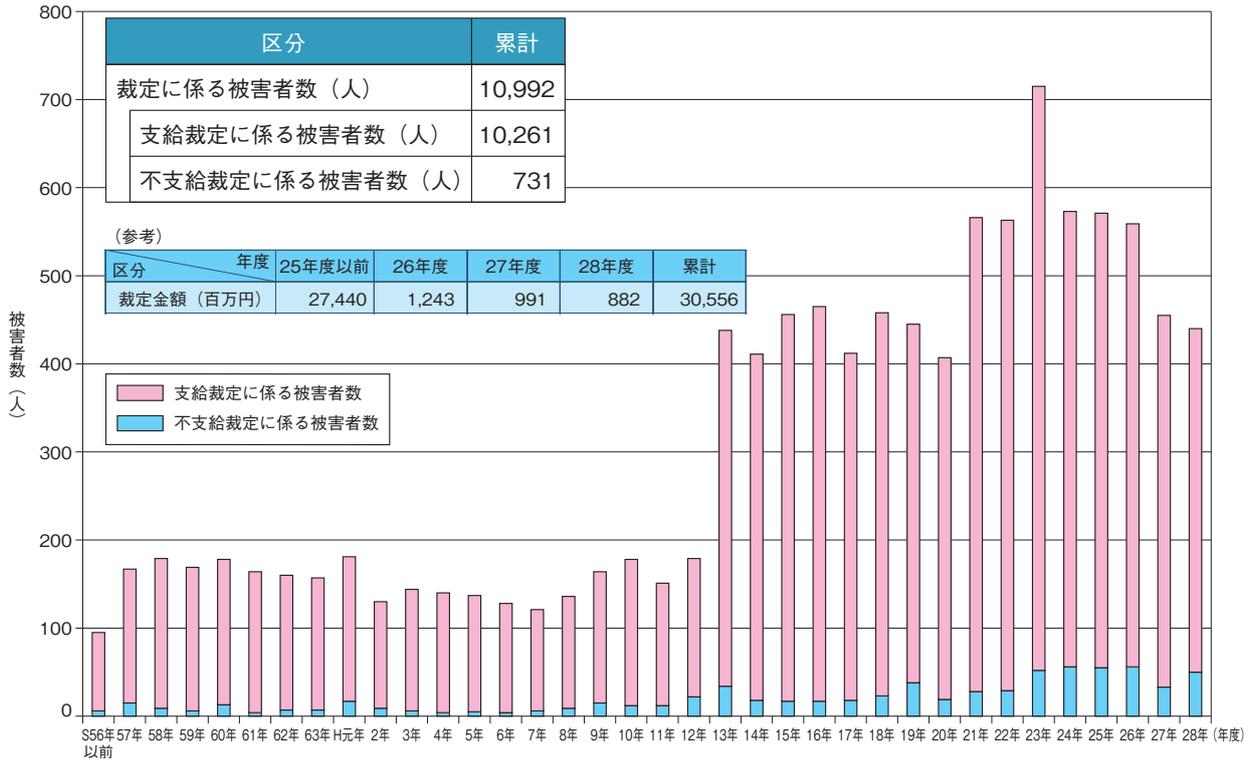
-0.3月）であった。

今後も、警察庁として、都道府県警察に対して、迅速な裁定、犯給制度の周知徹底等運用面の改善を指導していく。

犯罪被害給付制度



犯罪被害給付制度の運用状況



・性犯罪被害者の医療費の負担軽減

【施策番号14】

警察庁においては、平成18年度から、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。）を都道府県警察に補助しており、都道府県警察では、同経費に係る公費負担制度を運用し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、被害者等の刑事手続における負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料、初診料の費用を公費により負担している。

今後も、警察庁において引き続き予算措置を講じ、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対して支援内容の充実を図るよう指導していく。また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯給制度の対象になることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県

警察を指導していく。

・カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

【施策番号15】

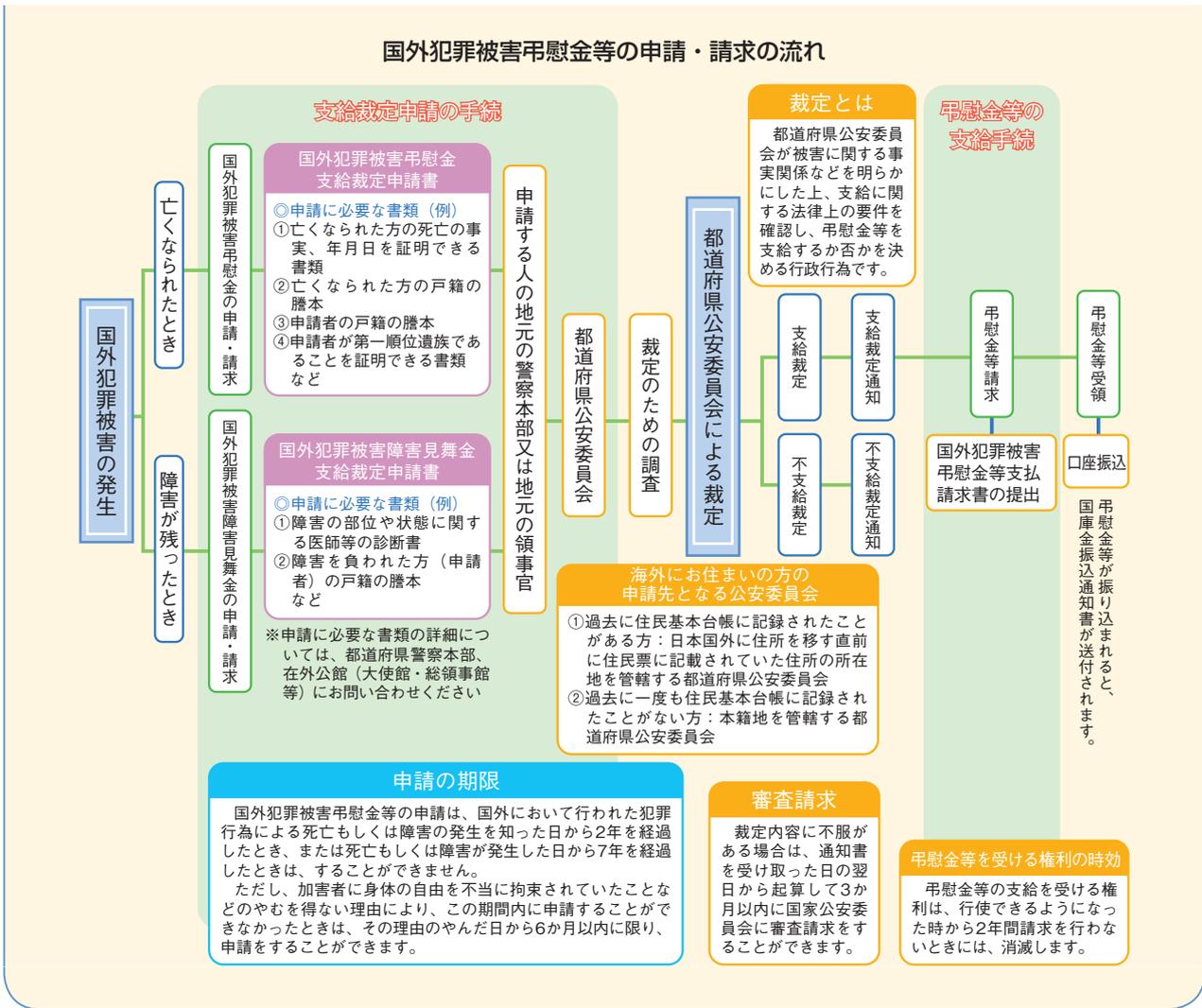
警察庁においては、都道府県警察に対して、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導している。また、平成28年度から、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等（警察による部外カウンセリング委嘱を受けている者か否かを問わない。）を受診した際の診療料又はカウンセリング料を警察において支払う、カウンセリング費用の公費負担制度に要する経費について予算措置を講じ、同制度の全国展開を図っている。さらに、都道府県警察に対し、同制度の趣旨を踏まえた実施要領を定めるなどして適切な制度運用を図るとともに、同制度の周知に取り組むよう指導している。

平成28年11月30日に施行された国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律は、犯給制度の対象外とされている日本国外における犯罪被害について、国が弔慰金や見舞金を支給することを規定している。同法は、25年にアルジェリアで邦人が被害に遭ったテロ事件等を契機として与野党において法案策定作業が進められた結果、第190回国会において衆議院内閣委員長提案として提出され、28年6月1日に成立したものである。

同法により、①日本国外において犯罪行為により死亡した日本国民（日本国外の永住者は除く。）の遺族（被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。ただし、犯罪行為の発生時、日本国籍を有さず、かつ、日本国内に住所を有しない者は除く。）に対して国外犯罪被害弔慰金（国外犯罪被害者1人当たり総額200万円）が、②日本国外において犯罪行為により障害（労働者災害補償保険制度等における障害等級第1級相当）を負った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金（100万円）が、それぞれ支給される。

この制度の対象となる犯罪被害は、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為（日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものは除く。）のうち、当該行為が日本国内において行われたとした場合に、日本国の法令によれば罪に当たるもの（正当行為、正当防衛及び過失の行為は除く。）による死亡又は障害である。

国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者が日本国内に住所を有する場合は、その住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請し、支給の裁定を受けることとされている。日本国内に住所を有していない場合は、日本国外へ住所を移す直前の住民票の住所地又は本籍地を管轄する都道府県公安委員会に申請することとされているが、その際、海外の住所を管轄する領事官経由で申請することも可能である。



3 居住の安定（基本法第16条関係）

○ 主な取組

・被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号25】

厚生労働省においては、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約している母子生活支援施設や民間シェルター等において一時保護を実施しており、犯罪被害女性等の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど柔軟に対応している。また、犯罪被害女性等を加害者等の追及から逃れさせるため、都道府県域を超えた広域的な一時保護・施設入所を行うなど、適切な制度運用に努めている。平成28年度からは、一時保護所が満床でなくても一時保護委託が可能となる対象とし

て、ストーカー被害女性や性犯罪・性暴力被害女性を追加することにより、適正かつ効果的な一時保護を図っている。

配偶者からの暴力や人身取引の被害女性等を含めた一時保護人数は、27年度で9,694人（要保護女子本人5,117人、同伴家族4,577人）となっている。

婦人相談所等における一時保護の状況

	要保護女子本人の人数	同伴家族の人数	合計
平成21年度	6,625	5,535	12,160
平成22年度	6,357	5,509	11,866
平成23年度	6,059	5,187	11,246
平成24年度	6,189	5,376	11,565
平成25年度	6,125	5,498	11,623
平成26年度	5,808	5,274	11,082
平成27年度	5,117	4,577	9,694

提供：厚生労働省

また、児童福祉法に基づき、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、虐待を受けた子供等の一時保護を行うことができるが、児童虐待対応においては、子供の安全確保等が必要な場合であれば、保護者や子供の同意がなくとも、一時保護をちゅうちょなく行うべき旨を28年9月の「児童相談所運営指針について」（2年3月5日付け厚生省児童家庭局長通知）の改正により明記し、子供の安全を迅速に確保し適切な保護が図られるよう周知している。

【施策番号28】

厚生労働省においては、24年度から婦人保護施設退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣アパート等を利用して生活訓練を行う場合に、建物の賃貸料の一部を公費により負担している。

・性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

【施策番号31】

厚生労働省においては、性犯罪被害者を含む相談者に対する支援として、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証する「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を平成26年度より実施している。28年度は1自治体において実施した。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

○ 主な取組

・被害回復のための休暇制度の周知・啓発

【施策番号38】

犯罪等の被害に遭った労働者は、治療や裁判への出廷のために仕事を休まなければならないこともあるが、被害を回復するための休暇制度については、いまだ

十分な認知がなされていない状況にある。そこで、厚生労働省においては、企業や労働者に対し、被害回復のための休暇制度についての周知・啓発を図るため、リーフレット等を作成し、関係行政機関や経済団体、労働団体等に送付するとともに、セミナーを開催している。また、厚生労働省ウェブサイトにおいても同制度を紹介し、周知している。

なお、平成28年度、同制度の導入につきアンケートを実施したところ、企業、労働者とも9割以上が、同制度を導入すべきという意見があることを知らないという状況であったことから、29年度においても、引き続き周知・啓発を行うこととしている。

被害回復のための休暇制度のパンフレット

